

# 社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会

## 共催および後援に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が関与する催しにおける関与の適否についての基準および関与手続きを定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 共催および後援に関する定義を以下のとおりとする。

- (1) 共催とは、法人ではない者が催しの開催の主体となり、次のいずれかを行うことをいう。
  - ア 企画立案・運営を行うまたはそれらに参画する。
  - イ 当該事業に職員等を配置または参加させる。
- (2) 後援とは、第三者が開催の主体となる催しについて、法人がその趣旨に賛同し、応援または援助することをいう。応援または援助の内容は、原則として名義使用の許可のことをいう。

### (審査基準)

第3条 共催および後援については、会員およびその他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等（以下「第三者主催の催し物」という。）に関して、次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ、（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

#### (1) 許可することができる場合

- ア 公益性があると認められるとき
- イ 法人または法人の会員にとって有益であると認められるとき
- ウ 法人の目的および事業に照らし、特に必要と認められるとき

#### (2) 許可することができない場合

- ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき
- イ 特定の宗教または政党のための活動であると認められるとき
- ウ その運営方法が、公正でないと認められるとき
- エ その事業内容が、公序良俗に反するまたはそのおそれがあると認められるとき
- オ 趣味的なグループ活動で社会性が乏しいと認められるとき
- カ その他、法人の目的および事業に照らし、適当でないと認められるとき

(申請の手続き)

第4条 共催および後援を受けようとする会員およびその他団体等(以下「団体等」という。)は、共催・後援申請書(様式1号)により会長に申請する。

2 申請に際して、共催の場合は、事業計画、予算書および組織名簿を、後援の場合は、当該事業内容の詳細を示す書類を添付しなければならない。また必要に応じて予算書等の提出を求めることとする。

(決定)

第5条 法人は、当該申請に係る書類を精査し、共催または後援を適当と認めたときは、申請決定通知書(様式2号)により、また不適当と認めたときは、申請決定通知書(様式3号)により団体等に通知する。

(計画変更の届出)

第6条 団体等は、申請が許可された事業計画について重要な変更を加えようとする場合、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(許可の取り消し)

第7条 法人は、既に共催または後援を許可した第三者主催の催し物であっても、実施前に審査基準のいずれかに反することが判明した場合は、共催または後援の許可を取り消すことができる。

2 共催または後援の許可を取り消す場合は、許可決定取消通知書(様式4号)により団体等に通知する。

(事業実施後の取り扱い)

第8条 共催または後援を許可した第三者の催し物について、事業実施後に、審査基準のいずれかに反していたことが判明した場合は、以後当該会員およびその他団体からの共催および後援依頼については、原則として許可しないこととする。

附則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。